

新・川西町行財政改革大綱の概要

第1章 本町を取りまく行財政環境の変化

1 本町を取りまく社会経済情勢

少子高齢化の進展や住民ニーズの多様・高度化、地方分権の推進などから、地方公共団体の役割は増大している中、国では、「改革断行」の名のもと、構造改革を一層推進し（「官から民へ」「国から地方へ」との考え方）、財政の再建を目指しています。また、国と地方の財源配分を見直す「三位一体の改革」も議論の真っ最中ですが、自主財源の乏しい地方団体は大きな影響を受けており、本町も例外ではありません。

2 町財政の危機的状況

1) 各種財政指数

平成15年度決算における「経常収支比率(2)」^{※1}は90.5%、「公債費比率」^{※2}は21.6%、「起債制限比率」^{※3}は15.0%となっており、県内44市町村の中でいずれもワースト上位となっています。経常収支比率90.5%の数値が意味するところを一般のサラリーマンの家計に例えると、毎月の給与（経常的一般財源収入）のうち、ほぼ9割を食費、光熱水費、通信費、教育費、住宅ローン等（経常的支出）の支払に充て、自由な使いみちのお金は残りの1割もないということです。

※1 経常収支比率 — 財政の弾力性を見る指標。人件費、扶助費、公債費等の縮減が容易でない経常的経費に、税、地方交付税等の経常的一般財源がどの程度充当されているかを見るもの。この比率が高まると、公共施設の整備などへ使える財源が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

※2 公債費比率 — 標準的に収入し得る一般財源（使途が特定されず、様々な経費に使うことができる収入）に占める公債費の割合。

※3 起債制限比率 — 町の返済金のうち、その一部を地方交付税で措置してもらえるものを除いた正味の公債費の負担状況を示す指標。15%を超えると警戒水域。20%を超えると借入れが一部制限され、30%を超えると借入れできなくなる。

2) 崩れた右肩上がりの歳入構造

- ① 税政改正、景気低迷、納税人口の減による町税収入の減少
- ② 地方交付税の削減（グラフ1 参照）
- ③ 国・県の補助金・負担金の削減 など

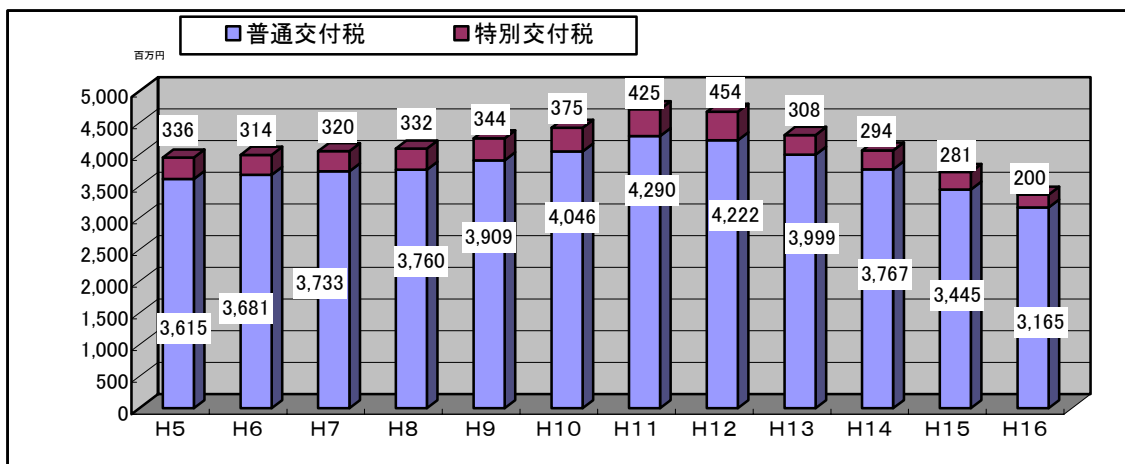
特に、本町の最大財源である②の地方交付税は年々減少が続き、歳入の減少傾向はもはや恒常的なものとなっており、今後奇跡的な景気回復や抜本的な制度改革がない限り、大幅な歳入の増は期待できません。

3) 硬直化が進む歳出構造

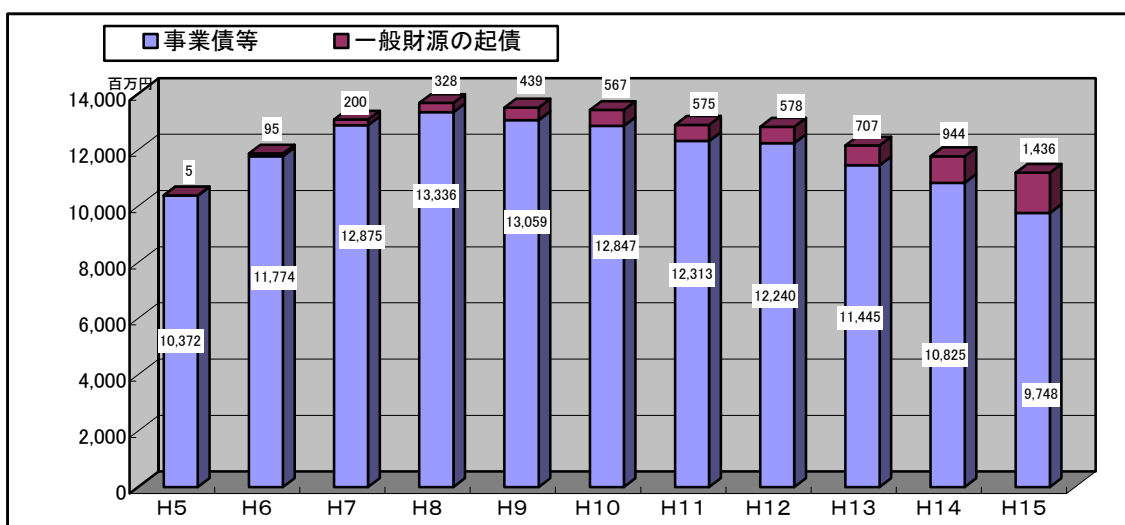
- ① 高度経済成長期の社会資本整備や行政需要拡大期に職員を多く採用したことにより、年齢構成がアンバランスで、人件費の割合が高い
- ② 少子高齢化、きめ細やかな福祉施策、景気低迷等により、扶助費が累増している
- ③ 大規模施設整備や公共事業等の拡大で多額の公債費が発生している（グラフ2 参照）
- ④ 国保、老人保健、介護保険等の特別会計に対する繰出金が累増している
- ⑤ 下水道、農業集落排水等の特別会計に対する繰出金が累増している
- ⑥ 町有施設の老朽化等による維持管理費が累増している
- ⑦ 高度情報化、情報公開、地方分権等により新たな行政需要が生じている など

義務的経費（①+②+③）はもとより、④、⑤の特別会計に対する繰出金の増加などが財政硬直化の大きな要因となっています。

グラフ1 地方交付税の推移（置賜広域病院組合算入分を除いた本町純粋分）



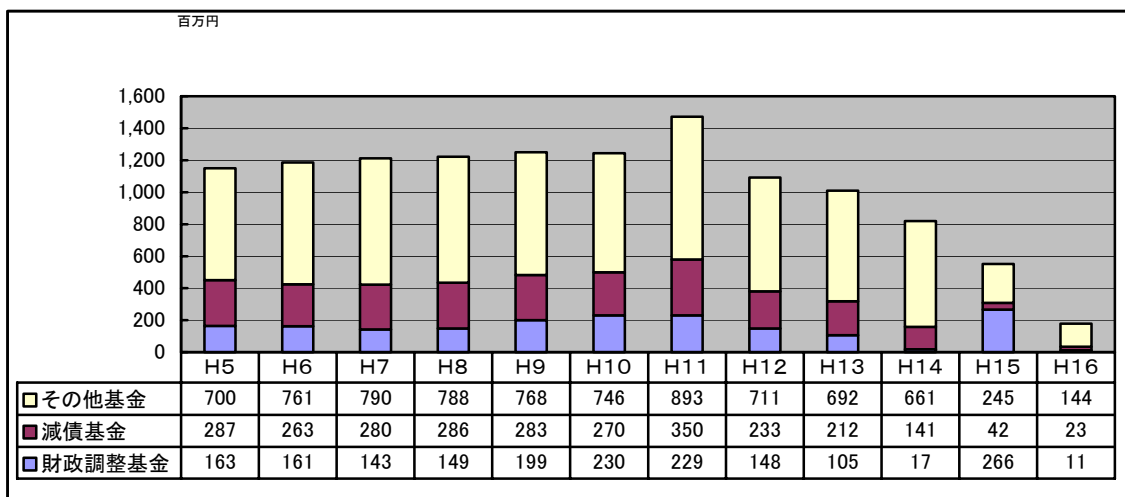
グラフ2 町債の現在高の推移（普通会計分）



4) 逼迫した財政状況

財政の収支均衡を図り不足する財源を補うため財政調整基金等を取り崩して対応してきましたが、それらの基金も年々取り崩して底をつき、全く余力のない状況となっています。（グラフ3 参照）

グラフ3 各種基金年度末残高の推移（平成16年度は当初予算ベース）



3 本町の行政サービスの水準

本町の行政サービス水準を類似団体と比較したのが次の表 1 です。

表 1 町民一人当たりの公共施設整備の状況（15,331 住基人口 19,520 人）

| 公共施設の整備状況 | 川西町 | 類似団体 | 比較 | 率 |
|--|-------|------|-------|--------|
| 1 道路改良率(%) | 70.8 | 50.1 | 20.7 | 41.3 |
| 2 公園面積(m ² /行政区内 1 人あたり) | 13.6 | 0.4 | 13.2 | 3300.0 |
| 3 公営住宅戸数 | 52 | 306 | -254 | -83.0 |
| 4 ごみ収集率(%) | 86.4 | 85.1 | 1.3 | 1.5 |
| 5 水道普及率(%) | 98.0 | 85.9 | 12.1 | 14.1 |
| 6 下水道等普及率(対行政区内人口)(%) | 32.3 | 16.7 | 15.6 | 93.4 |
| 7 保育所充足率(%) | 208.7 | 47.0 | 161.7 | 344.0 |
| 8 公立小学校校舎面積(m ² /児童 1 人あたり) | 22.8 | 14.6 | 8.2 | 56.2 |
| 9 公立中学校校舎面積(m ² /生徒 1 人あたり) | 16.1 | 14.2 | 1.9 | 13.4 |

公共施設の整備状況は、公営住宅戸数以外は類似団体より高くなっています。

4 これまでの行財政改革の取組みと従来対策の限界

1) これまでの行財政改革の取組み

① 平成 8 年 5 月、川西町行財政改革大綱策定（計画期間：平成 8 年度～平成 1 2 年度）

② 平成 1 3 年 4 月、川西町行財政改革大綱改定（計画期間：平成 13 年度～平成 1 5 年度）

地区公民館の民営化や組織機構の見直しによる職員数の抑制、旅費、食糧費、光熱水費等の物件費の節減、三役給与や職員手当の減額による人件費の抑制及び各種補助金の削減などのほか、使用料や手数料等の改定による歳入の確保にも努めてきました。

予算編成も一律削減のシーリング方式から、一定の財源を配分する枠配分方式を導入するなど、新しい試みを取り入れてきました。

2) 従来対策の限界

基金も底が見えている現在、このままでは収支均衡を保つことさえ困難な状況に至り、財政赤字が生じて、いわゆる財政再建団体^{※4}に転落する危惧が目前にせまっています。

もしもそうなれば、国（総務省）の管理下に置かれ、町の独自事業の中止は当然のこと、災害復旧以外の道路や施設の維持補修などはもとより消耗品一つ買うことさえも徹底的に制限されるなど、川西町の自主的・自立的な行財政運営に大きな支障を来し、町民生活に大きな影響を与えるため、財政再建団体に転落することは絶対に避けなければなりません。

※4 財政再建団体 一市町村にあっては赤字額が標準財政規模（※5）の 20%を超えると、地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建の申し出を行い、財政再建を行うこととなっている。再建団体は、「財政再建計画」を策定し、総務大臣の承認を受け、国の強力な指導・監督のもとで、一定の行政水準を維持しながら、赤字額の計画的な解消を進めることになる。

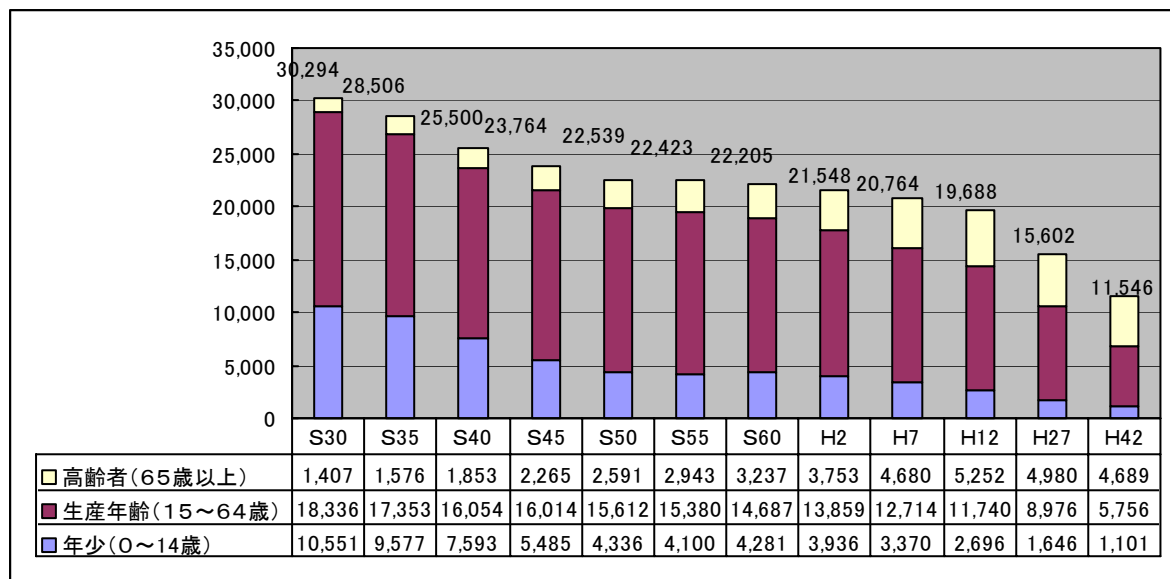
※5 標準財政規模 一その団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模（標準税収入額＋普通交付税額）。平成 15 年度の標準財政規模は、6 2 億 9 千 5 百万円（20%相当額は 1 2 億 5 千 9 百万円。）

3) 人口問題

川西町にとってもうひとつ心配なのが人口問題です。国立社会保障・人口問題研究所による将来の人口推計では、本町の人口は平成 2 7 年には 15,602 人、平成 4 2 年には 1 万 2 千人を切るという予測がでており、特に次世代を支える年齢層が極端に少なくなっています。（グラフ 4 参照）

グラフ4 国勢調査人口及び将来予測 (出典：国立社会保障・人口問題研究所)

(単位：人)



第2章 行財政基盤の確立に向けて

1 今後の財政見通し

現状のまま行財政運営を続けた場合の、5カ年の中期財政収支見通しをたててみました。

一般会計財政収支の中期的見通し(行財政再建計画前)

(単位：百万円)

| 区 分 | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 歳入 | 町 税 | 1,216 | 1,225 | 1,206 | 1,217 | 1,229 | |
| | 譲与税・交付金等 | 482 | 481 | 479 | 476 | 474 | |
| | 地方交付税 | 4,694 | 4,597 | 4,005 | 3,969 | 3,938 | |
| | 国・県支出金 | 681 | 678 | 712 | 673 | 689 | |
| | 財産収入 | 67 | 58 | 58 | 58 | 58 | |
| | 基金繰入金 | 377 | 30 | 28 | 16 | 16 | |
| | 財政調整基金 | 257 | | | | | |
| | その他の基金 | 120 | 30 | 28 | 16 | 16 | |
| | その他の収入 | 582 | 530 | 527 | 522 | 522 | |
| | 町 債 | 817 | 674 | 567 | 531 | 532 | |
| ①歳入合計 | | 8,916 | 8,273 | 7,582 | 7,462 | 7,458 | |
| 歳出 | 義務的経費 | 人件費 | 2,223 | 2,201 | 2,171 | 2,141 | 2,118 |
| | | 公債費 | 1,867 | 1,534 | 1,492 | 1,296 | 1,190 |
| | | 扶助費 | 457 | 457 | 457 | 457 | 457 |
| | | 小 計 | 4,547 | 4,192 | 4,120 | 3,894 | 3,765 |
| | 投資的経費 | 420 | 523 | 438 | 411 | 430 | |
| | 特別会計繰出金 | 875 | 888 | 880 | 855 | 826 | |
| | 一部事務組合負担金 | 1,637 | 1,751 | 1,210 | 1,217 | 1,224 | |
| | その他の経費 | 1,437 | 1,410 | 1,410 | 1,410 | 1,410 | |
| ②歳出合計 | | 8,916 | 8,764 | 8,058 | 7,787 | 7,655 | |
| 財源不足額①－② | | | -491 | -476 | -325 | -197 | |
| 平成16年度～20年度不足額累計 | | | -491 | -967 | -1,292 | -1,489 | |

2 現時点での収支不均衡額

歳入面では、町税・地方交付税を中心とする一般財源は減少傾向でしか見通せず、一方歳出面では、義務的経費や投資的経費を抑制する内容で、相対的には縮減基調の歳出動向として見込みましたが、歳出の縮減ベース以上に歳入の減少幅が大きく、平成17年度から財政赤字が発生し、19年度には「財政再建団体」への転落（標準財政規模の20パーセント以上の赤字が発生）が予測されます。ただし、これは現状のままの財政運営を続けることを前提とした場合であり、今後、行財政改革を断行し、この事態を避けなければなりません。

3 行財政基盤確立のための目標額（収支改善額）

収支不均衡を解消し円滑な町政運営が図れるよう、目標額を次のように設定します。

平成17～20年度 毎年5億円（計20億円）・・・H19と20は計画期間外だが、続けて収支改善が必要

第3章 行財政改革の推進

1 推進期間

平成16年度から平成18年度までの3年間とします。3年間でできない内容は、平成19年度以降に着手する中長期的な課題とします。

2 行財政改革の基本的な考え方

最小の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本理念に立ち、歳入の確保を図り、その歳入に合せた歳出構造とする自治体経営を行います。

行政の責任領域を見直し、民間の専門的な知識や技術が必要な分野においては、積極的に民間活力の導入を進めていきます。

地方分権時代となった今、自己決定・自己責任の原則に基づき、町民の積極的な参加・参画を促し、町民と行政の協働による行財政運営を推進します。

町民の自主的な活動、参加意識の高揚に努め、地域活動の推進と支援に努めます。

職員の意識改革を進め、資質の向上、能力の開発に努めます。

3 改革の方針

1.管理経費の徹底的な削減

人件費の削減、事務事業の民間委託の推進や各施設の管理運営方法を改善し、徹底した内部管理経費の削減に取り組みます。

2.効率的な行財政運営の推進

行政が担うべき領域を明らかにしながら事務事業全体を見直し、経営管理、コスト管理意識の徹底に努め、事務事業の厳選を図ります。組織機構の見直しと定数の削減を図り、効率的な行財政運営に努めます。

3.町民の参画と協働のまちづくりの推進

町民と行政の役割分担を明確にし、町政の主役である町民が主体的に活動できる環境づくりと支援を行いながら、町民参画と協働による地域づくり・まちづくりを推進します。

4.職員の意識改革 役場風土の改革

自己決定、自己責任という地方分権の新たな時代に対応するため、職員の政策立案能力を高め創造性を発揮できるように意識改革を進めます。縦割り行政の弊害をなくし、町民に期待され役に立つ開かれた役場風土をつくります。

第4章 改革プログラムの重点施策

《7本の柱》

1 健全財政の確立

歳入の確保については、町税や水道使用料等の滞納者が増加していることから、組織体制を強化し、町民の理解を求めながら滞納整理や徴収対策を総合的に進め、収納率の向上を図ります。また、受益者負担の原則に基づき、手数料と使用料の見直しを図るとともに、遊休資産の売却も進めます。

歳出の削減では、歳入に見合った歳出を基本とし、人件費の削減を図るとともに、各種補助金、負担金についても大幅な見直しを進めていきます。

2 事務事業の見直し

これまで町が担ってきた事務事業をすべて見直し、事業の厳選と予算配分を行います。事業毎に環境や文化的視点などを取り入れた評価システムの導入を図って事業効果を測定し、各業務において年次目標を設定しながら効率的な事業運営を行います。

公共事業においても、事業の縮小や廃止を視野に入れながら、計画の見直しを行います。

また既に十分効果をあげてきた事業や緊急性及び必要性の低い事業等を整理し、積極的に外部委託を進めながら行政サービスの新たなしくみをつくっていきます。

内部事務管理経費については、これまで以上に徹底的な削減を進めます。

3 組織機構の簡素化と定数の削減

高齢化と少子化、将来における推計人口の減少、そして今後も続くであろう厳しい財政運営といった環境を考慮した場合、従来から続いてきた行政サービスの維持は到底困難な状況となっています。

特に少子化が年々進行している今日、幼児保育や教育、学校給食といった行政サービスを現状のまま継続することは、多大な財政負担が伴ない維持することが困難です。そのため行政責任を明確にしながら施設の統廃合と業務の民間委託を視野に入れ、職員定数の削減によりスリム化を進め経費節減を図ります。また将来の小中学校の新たな学区再編についても検討を開始します。

行政組織についても、課及び係の見直しを図り、大課制及びスタッフ制を導入し、庁内分権により内部意思決定が速やかに進むようシステムを改善するとともに、総合窓口機能を充実し、町民が役場で行う手続きや届出等の簡素化と迅速化を図り、住民サービスの向上をめざします。

4 公共施設管理運営等の改善

現在の町有施設の管理運営方法について見直しを行います。施設によっては民間事業者等の参入を促進するため、指定管理者制度の導入を図ります。また、施設毎に利用状況や稼働率を測定し、利用者の利便性を確保しながら管理運営について整理していきます。

既存の施設の有効活用を基本とし、学校教育施設と地区公民館の共同利用を検討します。庁舎をはじめ町有施設全般にわたり省エネルギーと省資源対策を進め、経常経費の一層の削減を図ります。

5 人材育成と職員の資質の向上

自主と自立のまちづくりを進めるため、職員の企画力、政策立案能力を高めていくことが求められています。地方分権という時代の変化に対応し、広い視野を持ち町民の期待に応えられる人材を育成するため、参加型の手法による研修の機会を取り入れるなど、職員の意識改革と資質の向上を図ります。

6 情報提供と行政サービスの質的向上

役場は町の総合的な情報センターとして機能の充実を図り、町民の暮らしに密着した情報を、インターネットやさまざまな手段をとおして積極的に提供するとともに、町民から寄せられる情報もアンテナを高くしてキャッチし、情報の共有化を図ります。お知らせや情報は、町民の視点に立ち、わかりやすさを基本に発信するとともに、より一層行政の透明性を高めるため情報公開を進めます。

町民の仕事や暮らしに直結する町民相談機能の充実を図るとともに、窓口業務時間の延長など町民生活に「役立つ所」としての役場改革を進め、行政サービスを向上させます。

7 町民の参画と協働のまちづくり

町民が主体となって、まちづくりに参画できる環境づくりをめざします。

職員の地域担当制や地域自立支援策等により、自治会や地域における個人、団体、グループ、NPO等の連携と支援に努め、町民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

行財政改革プログラム

●＝方法検討 ○＝実施

| 主要課題 | 実施内容 | | | | H16 | H17 | H18 | H19 以降 | 担当課 |
|----------------------------|------------------------|-----------------------------------|---|---|-----|-----|-----|-----------|-------------------|
| 1 健全財政の 確立 | 1 | 起債の借り換えによる公債負担の軽減化 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課 |
| | 2 | 職員手当の見直し、削減 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | 総務課 |
| | 3 | 職員給与制度の見直し | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課 |
| | 4 | バランスシート（全会計連結）、行政コスト計算書等の作成 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課及び関係課 |
| | 5 | 総合的な収納対策の強化 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 税務課及び関係課 |
| | 6 | 使用料・手数料の見直し | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 7 | 補助金・負担金の整理統合化 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 8 | 公共工事コストの縮減化 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 建設課及び関係課 |
| | 9 | 町有車両の削減 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | 建設課 |
| | 10 | 未利用資産の活用と処分 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 建設課 |
| 2 事務事業の 見直し | 11 | 職員給与の口座振込 | ◎ | | | | | | 総務課 |
| | 12 | 事務事業のマニュアル作成 | ● | ◎ | | | | | 全課 |
| | 13 | 外郭団体の自主的運営促進 | ● | ◎ | | | | | 全課 |
| | 14 | 土地開発公社のあり方の検討 | ● | ◎ | | | | | 企画課、建設課、総務課 |
| | 15 | 入札・契約制度の改善 | ● | ◎ | | | | | 総務課及び関係課 |
| | 16 | 公共事業計画の延伸、縮小、廃止 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 関係課 |
| | 17 | 下水道整備計画の縮小 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 上下水道課 |
| | 18 | 地籍調査業務の整理 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 農林課 |
| | 19 | 総合的、効率的な交通対策の検討 | ● | ◎ | | | | | 企画課、建設課、保健福祉課、管理課 |
| | 20 | 外部委託（アウトソーシング）の推進 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| 21 | 業務効率化による経費節減 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 | |
| 22 | イベントの整理統合と廃止 | ● | ◎ | ◎ | | | | 全課 | |
| 23 | 行政評価システム導入による目標設定と進行管理 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 企画課 | |
| 24 | 町民駅機能の廃止 | ● | ● | ◎ | | | | 企画課 | |
| 25 | サテライト川西診療所の見直しと廃止検討 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 保健福祉課 | |
| 26 | 選挙投票所数の削減 | ● | ● | ◎ | | | | 選挙管理委員会 | |
| 27 | 各種審議会・運営委員会の整理・再編成 | ● | ◎ | | | | | 総務課及び関係課 | |
| 3 組織機構の 簡素化と定員の 削減 | 28 | 定員管理適正化計画による職員数削減 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課 |
| | 29 | 総合窓口機能の充実 | ● | ◎ | | | | | 全課 |
| | 30 | 交替制勤務の導入 | ● | ◎ | | | | | 全課 |
| | 31 | 大課制及びスタッフ制の導入 | ● | ◎ | | | | | 全課 |
| | 32 | 小中学校現行学区のあり方の検討 | ● | ● | ● | ◎ | | | 管理課 |
| | 33 | 幼児施設の統廃合と民営化 | ● | ● | ◎ | ◎ | | | 管理課、保健福祉課 |
| | 34 | 学校調理施設の統廃合と民営化 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 管理課 |
| | 35 | 上下水道事業の地方独立行政法人化の検討 | ● | ● | ● | ◎ | | | 上下水道課 |
| | 36 | 消防広域組織化の検討 | ● | ● | ● | ◎ | | | 消防本部・署 |
| | 37 | 消防団組織の再編成 | ● | ◎ | ◎ | | | | 消防本部 |
| 4 公共施設管理 運営等の改善 | 38 | 省エネルギー・省資源対策の徹底 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 39 | 町有施設の維持管理計画の作成 | ● | ◎ | | | | | 建設課及び関係課 |
| | 40 | 浴浴センターまどか管理運営の指定管理者制度への移行 | ● | ● | ◎ | | | | 商工観光課 |
| | 41 | 町民体育館管理運営の指定管理者制度への移行 | ● | ● | ◎ | | | | 社会教育課 |
| | 42 | ダリヤ園管理運営の指定管理者制度への移行検討 | ● | ● | ◎ | ◎ | | | 商工観光課 |
| | 43 | フレンドリープラザ管理運営の指定管理者制度等への移行検討 | ● | ◎ | ◎ | | | | 社会教育課 |
| | 44 | 公民館等と学校施設の共同利用 | ● | ● | ◎ | ◎ | | | 教育委員会 |
| 5 人材育成と 職員の資質向上 | 45 | 職員研修の充実と能力開発 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課 |
| | 46 | まちづくりのプロとしての知識、意識の向上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 47 | 町長と職員の直接対話による政策形成 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課、企画課 |
| | 48 | 管理職及び補佐等のリーダーシップやマネジメント能力の向上 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 49 | 会議運営の改善及び庁内意思決定の迅速化とコミュニケーションの円滑化 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 50 | 提案制度活用による政策立案の推進 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| 6 情報提供と 行政サービスの 質的向上 | 51 | インターネット活用による行政情報の迅速な提供 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 52 | 多様な行政情報の提供と開示 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 53 | 出前講座の充実 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 社会教育課及び関係課 |
| | 54 | 町民相談機能の充実 | ● | ◎ | | | | | 保健福祉課及び関係課 |
| | 55 | 窓口業務時間の延長 | ● | ◎ | | | | | 住民課及び関係課 |
| | 56 | 電子申請システム等の開発 | ● | ● | ◎ | | | | 企画課及び関係課 |
| 7 町民の参画 と協働 | 57 | 行政と町民の役割分担の明確化と相互連携 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 全課 |
| | 58 | 移動町長室などの直接対話による広聴活動の充実 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 総務課、企画課 |
| | 59 | 人材バンクの活用 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | 社会教育課及び関係課 |
| | 60 | 職員の地域担当制の導入 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 企画課及び関係課 |
| | 61 | 地域、自治会、ボランティア活動などの奨励、支援 | ● | ◎ | ◎ | ◎ | | | 企画課及び関係課 |
| | 62 | NPO 等との連携促進 | ● | ● | ◎ | ◎ | | | 企画課及び関係課 |